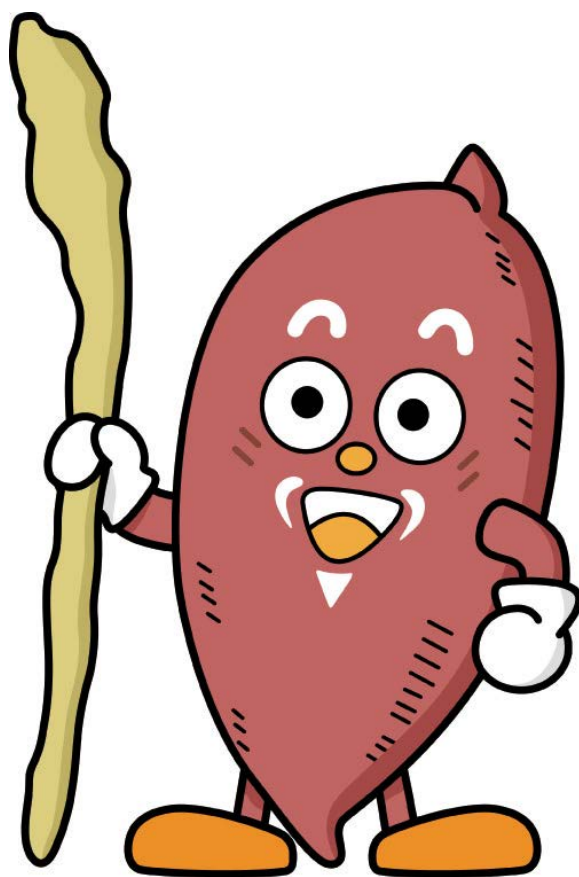


知ってあんしん  
東海村  
認知症ガイドブック  
(認知症ケアパス)



【認知症ガイドブックに関する連絡先】

東海村総合相談支援課

029-287-2525



## はじめに ～「認知症ケアパス」ってなに？～

「認知症になったら何もできなくなる」「施設に入るようになる」と思っていませんか？そんなことはありません。認知症は早く気づいて対応することで、症状を軽くしたり、進行を遅らせることができます。また、介護サービスや地域のさまざまな支援などの周囲のサポートを受けながら、自宅で生活を続ける方もたくさんいます。

このガイドブック(認知症ケアパス)は、認知症が疑われるときから、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。

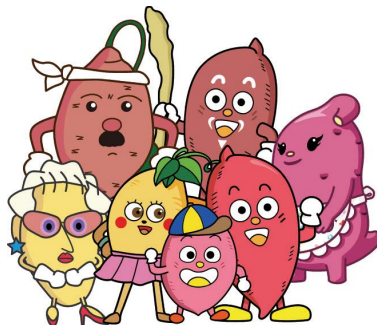
認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、この認知症ケアパスをご活用ください。





## < 目 次 >

1. 認知症とは ～認知症とはどんな病気？～	1
2. 自分でできる認知症の気づきチェックリスト	2
3. 受診について ～認知症に早く気づこう～	3
4. 認知症を予防するために	4
5. 認知症に関する正しい知識を学ぼう	4
6. 認知症の方への接し方	5
7. 認知症の進行状況と支援サービス内容一覧表	7
8. 認知症の進行状況と支援サービス内容一覧表の各種サービス	8
(1)介護保険制度サービス	8
(2)医療費を助成する制度	9
(3)介護予防・悪化予防	9
(4)安否確認・見守り	10
(5)生活支援・介護	11
(6)医療	12
(7)家族支援	13
(8)権利擁護	13
(9)住まい	15
9. 相談窓口一覧	16



# 1. 認知症とは ～認知症とはどんな病気？～

## ●認知症とはどんな病気？

認知症とは、脳の細胞がさまざまな原因で死んでしまったり、働きが悪くなり、一度獲得した知的機能(記憶する, 時・場所・人などを認識する, 計算するなど)が低下し、日常生活を送る上で、さまざまな支障が出る状態です。

具体的には・・・



### 中核症状

#### 記憶障害

- ・同じことを何度も言う, 聞く。
- ・すぐ前のことを忘れてしまう。

#### 見当識障害

- ・時間や場所, 季節がわからなくなる。
- ・家族のことがわからなくなる。

#### 理解・判断力の障害

- ・考えるスピードが遅くなる。
- ・新しい機械が使えない。

#### 実行機能障害

- ・物事を順序よく進められない。

性格・素質

環境・心理状態

### 行動・心理症状

中核症状に、環境や身体状況, 本人の性格などが加わって起こる二次的な症状。

- ・不安・焦り(自分に起こる異変を何となく気づいている)
- ・うつ状態(興味・関心が低下する)
- ・幻覚, 妄想(見えないものが見える, 物盗られ妄想)
- ・興奮, 暴力(大声をあげたり, 暴力をふるう)
- ・徘徊(外を歩き回る) など

## 2. 自分でできる認知症の気づきチェックリスト

### ●「ひょっとして認知症かな？」気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。

※このチェックリストの結果は、あくまでおおよその目安で、医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には、医療機関での受診が必要です。

※身体機能が低下している場合は、点数が高くなる可能性があります。

	1点	2点	3点	4点
財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか。	まったく ない	ときどき ある	ひんぱん にある	いつも そうだ
5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか。	まったく ない	ときどき ある	ひんぱん にある	いつも そうだ
周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあるとされますか。	まったく ない	ときどき ある	ひんぱん にある	いつも そうだ
今日が何月何日かわからないときがありますか。	まったく ない	ときどき ある	ひんぱん にある	いつも そうだ
言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか。	まったく ない	ときどき ある	ひんぱん にある	いつも そうだ
貯金の出し入れ、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	できない
一人で買い物に行けますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	できない
バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	できない
自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	できない
電話番号を調べて、電話をかけることができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	できない

チェックしたら合計を計算 合計  点

※ 20点以上の場合、認知症機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。

※ かかりつけ医または東海村地域包括支援センターに相談してみましょう。

出典:「知って安心認知症」地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター監修

### 3. 受診について ～認知症に早く気づこう～

認知症は、早期診断・早期治療が何より大切です。

「認知症はどうせ治らないから、医療機関にかかっても仕方ない」という考えは間違いです。認知症は早期に発見すれば、治療によっては進行を遅らせることや、症状を軽くすることができる場合もあります。「あれ、おかしいな」と感じたときは、なるべく早く医療機関に相談しましょう。「どのような医療機関にかかればよいかわからない」という場合は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医は、必要に応じて適切な病院を紹介してくれます。受診の際は、正確に症状を伝えるためにも、できるだけ家族が付き添いましょう。

また、家族などの周囲が受診を勧めても、本人が受診を嫌がることもあります。そのようなときは、家族だけでもかかりつけ医や地域包括支援センター、保健所などの相談窓口で相談を受けることができます。

#### 【早期発見によるメリット】

##### ① 早期治療で改善も期待できる

認知症の原因になる病気はさまざまですが、早期に発見し早期に治療をはじめることで、改善が期待できるものもあります。

##### ② 進行を遅らせることができる

認知症の症状が悪化する前に、適切な治療やサポートを行うことによって、その進行のスピードを遅らせることができる場合があります。

##### ③ 事前にさまざまな準備ができる

早期発見によって、症状が軽いうちに本人や家族が話し合い、今後の治療の方針を決めたり、利用できる制度やサービスを調べたりする「認知症に向き合うための準備」を整えることができます。





## 4. 認知症を予防するために

### ●生活習慣病(高血圧・糖尿病・脂質異常症など)を予防しましょう



ウォーキングなどの有酸素運動をしている方は、全く運動していない方と比べ、発症の危険度が半分になると言われています。

バランスの良い食生活と汗が出る程度の運動を無理なく続け、生活習慣病を予防しましょう。

### ●脳の活性化を図りましょう

体操やダンス・散歩などの体を動かすことや、趣味や絵画・日曜大工・園芸など想像力を働かせる趣味など、楽しみながら脳に刺激を与える活動に取り組みましょう。仲間や家族と一緒に楽しむことで、効果はさらに高まります。普通に生活を送る中でも、新しいメニューを考えたり、散歩や買い物などで普段と道順を変えてみたり、生活に変化を加えることで、判断力や想像力が刺激され、脳が鍛えられます。

## 5. 認知症に関する正しい知識を学ぼう

### ●認知症サポーターになろう

認知症になっても安心して生活を送るためには、地域の方々の認知症への理解が必要です。日常生活にかかわる方の正しい理解と協力は、認知症の方やその家族の大きな支えとなります。

東海村地域包括支援センターでは、5～10名程度が集まる自治会や高齢者クラブ、会社などで「認知症サポーター養成講座」を行っております。

### ●「認知症サポーター」とは？

認知症のことを正しく理解している、認知症の方の「応援者」です。

特別な活動をするわけではありません。

たとえば・・・

- 友人や家族に学んだ知識を伝える。
- 認知症になった方や認知症の方に困った様子が見られたら、優しく声をかけるなど、自分のできる対応を考え、実践していただく地域のサポーターです。

認知症サポーターには、サポーターの証である「認知症サポーターカード」を配布しています。



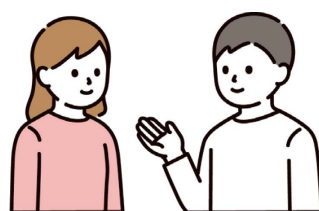
## 6. 認知症の方への接し方

認知症の症状が進むと、段取りがうまくできないため、今までできていたのにできなくなることが徐々に増えてきます。

また、認知症特有の言われても思い出せない「もの忘れ」が重くなると、多くの方は自分の身に何かが起こっているという不安を感じ始めます。誰よりも心配し、苦しみ、悲しんでいるのは、認知症になった本人だということを考えながら、感情を傷つけず接することが大切です。

### ●認知症の方への対応心得 3つの「ない」

- ① 驚かせない
- ② 急がせない
- ③ 自尊心を傷つけない



### ●具体的な対応の7つのポイント

#### ① まずは見守る

認知症と思われる人に気づいたら、本人や他の人に気づかれないように、一定の距離を保ち、さりげなく様子を見守ります。近づきすぎたり、ジロジロ見たりするのは禁物です。

#### ② 余裕をもって対応する

こちらが困惑や焦りを感じていると、相手にも伝わって動揺させてしまいます。自然な笑顔で応じましょう。

#### ③ 声をかけるときは1人で

複数で取り囲むと恐怖心をあおりやすいので、できるだけ1人で声をかけます。

#### ④ 後ろから声をかけない

一定の距離で、相手の視野に入ったところで声をかけます。唐突な声かけは禁物。「何かお困りですか?」「お手伝いしましょうか?」「どうなさいました?」「こちらでゆっくりどうぞ」など。

#### ⑤ 相手に目線を合わせて優しい口調で

小柄な方の場合は、体を低くして目線を同じ高さにして対応します。

## ⑥ おだやかに、はっきりした滑舌で

高齢者は耳が聞こえにくい人が多いので、ゆっくりとはっきりした滑舌を心がけます。早口、大声、甲高い声でまくしたてないこと。その土地の方言でコミュニケーションをとることも有効です。

## ⑦ 相手の言葉に耳を傾けてゆっくり対応する

認知症の人は急かされるのが苦手です。同時に複数の問いに答えることも苦手です。相手の反応を伺いながら会話をしましょう。たどたどしい言葉でも、相手の言葉を繰り返すなどして聴き、何をしたいのかを確認していきます。

**認知症に関する相談や家族等の行方が分からなくなった場合  
下記までご連絡ください。**

### ●東海村地域包括支援センター

名称	住所	問い合わせ先	担当地区(小学校区)
北部 地域包括支援センター (いばらき診療所内)	東海村石神内宿 1724-1	電話: 029-229-2315 FAX: 029-229-2316	東海中学校区 (石神・白方・村松小学校区)
南部 地域包括支援センター (特別養護老人ホーム オークス東海内)	東海村船場 588-7	電話: 029-352-2867 FAX: 029-352-2868	東海南中学校区 (舟石川・中丸・照沼小学校区)

【営業時間】月～金曜日 8:30～17:15

【休日】土・日・祝日・年末年始

※緊急時は、夜間・休日でも職員が電話対応可能です。



### ★認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医、保健師、介護福祉士等の専門職により構成された支援チームが、在宅で生活をしている方で認知症が疑われる方を対象に、適切な医療や介護サービスに結びつけるための支援を行います。

地域包括支援センターにチーム員がいますので、お気軽にご相談ください。

# 7.認知症の進行状況と支援サービス内容一覧表

公的サービス及び東海村, 社会福祉協議会で実施している事業

地域活動

法人・民間事業所で実施している事業

※サービス内容の説明は, 8ページ以降を参照してください。  
※あくまで目安です。詳しくはご相談ください。



認知症の進行状況 支援の内容	介護予防		認知症ケア			
	①認知症の疑い (要支援1程度)	②認知症を有するが日常生活は自立 (要支援2)	③誰かの見守りがあれば日常生活は自立 (要介護1・2程度)	④日常生活に手助け・介護が必要 (要介護3・4程度)	⑤常に介護が必要 (要介護5)	
本人の様子 (見られる症状や行動の例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もの忘れはあるが, 金銭管理や買い物, 書類作成などの日常生活は自立している。</li> <li>・もの忘れ</li> <li>・同じことを言う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物のときにお札でしか支払えない</li> <li>・同じ物を何回も買う</li> <li>・ATMの操作ができない</li> <li>・身なりを気にしなくなる</li> <li>・薬の飲み忘れ</li> <li>・趣味をやめてしまう</li> <li>・意欲低下</li> <li>・食事の支度ができない</li> <li>・火の消し忘れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物やお金の管理など, これまでできたことにミスが目立つ</li> <li>・服が選べない, 服の着方がおかしい</li> <li>・服薬管理ができない</li> <li>・電話の対応や訪問者の対応が1人では難しい</li> <li>・道に迷うようになる</li> <li>・家電が扱えない</li> <li>・家族とのトラブル</li> <li>・入浴を嫌がる</li> <li>・昼夜逆転</li> <li>・攻撃的な行動</li> <li>・もどかしさ, 憤り, 焦り不安, 孤独</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着替えや食事, トイレなどがうまくできない</li> <li>・トイレ, 入浴に介助が必要</li> <li>・自宅がわからなくなり, 徘徊が増える</li> <li>・子どもや孫の顔がわからなくなったり, 親しい人がわからなくなったりする</li> <li>・時間, 場所, 季節がわからなくなる</li> <li>・ついさっきのことも忘れてしまう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉によるコミュニケーションが難しくなる</li> <li>・飲み込みが悪くなり, 食事介助が必要</li> <li>・トイレの失敗</li> <li>・歩行が不安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ寝たきりで意思の疎通が難しい</li> <li>・食事を口からほとんど摂れない</li> <li>・歩行困難</li> <li>・寝たきり</li> <li>・誤嚥</li> <li>・肺炎</li> </ul>
家族の気持ち	年齢のせいだろう。言えばできるはず。とまどい。否定。悩みを肉親にすら打ち明けられないで, 一人で悩む時期。		混乱。怒り。他人の前ではしっかりするが, 身近な人には症状が強くなる。相手のペースに振り回され, 疲れ切ってしまうつらい時期。			
ご自身や家族で やっておきたいこと 決めておきたいこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規則正しい生活を心がけ, 悪化を予防しましょう。</li> <li>●かかりつけ医を持ちましょう。</li> <li>●認知症に関する正しい知識や理解を深めましょう。</li> <li>●今後の介護や金銭管理などについて, 家族間で話し合っておきましょう。</li> <li>●高齢者クラブ, 高齢者サロン, サークル活動などで, 地域の方と交流し, 社会参加ができるように心がけましょう。</li> <li>●消費者被害に注意しましょう。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症や介護保険のことを学ぶ機会を持ちましょう。認知症を引き起こす病気により, 今後の経過が異なります。</li> <li>●対応の仕方によって, 本人の症状を悪化させてしまう原因にもなります。周囲の適切な対応により, 穏やかな経過をたどることが可能です。接し方のコツや基本などを学び, 理解しましょう。</li> <li>●失敗したときの対応を考えておきましょう。今までできていたことが少しずつできなくなり, 失敗が増えてきます。失敗体験は本人の自身を喪失させ, 症状の悪化につながります。できるだけ失敗を最小限にするような工夫や声かけをしましょう。</li> <li>●介護保険サービスなどを利用しましょう。戸惑うような出来事が増え, 介護が難しくなってきます。介護をしているご家族が休息する時間も必要であり, 介護者自身の健康管理にも気をつけることが大切です。どんな医療や介護のサービスがあるのかを知って, 介護保険制度をうまく利用し, がんばりすぎない介護をこころがけ, 介護負担を軽くしましょう。</li> <li>●一人で抱え込まずに理解者や協力者をつくりましょう。同じ立場の人の集まり(家族会など)で, 話を聞いたり自分の気持ちを話すことも重要です。認知症を隠さず, 身近な人に伝え, 理解者や協力者をつくりましょう。</li> </ul>			
認知症の方や家族を支援するサービス内容	(1)介護保険制度サービス	【1】介護予防・日常生活支援総合事業		【3】介護サービス : 在宅サービス(訪問介護, 通所介護など)		
		【2】介護予防サービス : 在宅サービス(訪問看護, 福祉用具など)		【4】介護サービス : 施設サービス(特別養護老人ホームなど)		
				【5】介護サービス : 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		
	(2)障がい者福祉制度サービス(若年性認知症の方)			【6】自立支援医療費・精神障害者保健福祉手帳		
	(3)介護予防・悪化予防 他者とのつながり支援 仕事・役割支援	【7】高齢者センタークラブ				
		【8】認知症予防教室 【9】いきいき体操教室 【10】高齢者クラブ 【11】ボランティア「えがお」				
		【12】ふれあい食事会 【13】いきいきサロン				
		【14】シルバー人材センター 【15】ハローワーク				
	(4)安否確認・見守り (緊急時支援含む)	【16】緊急通報システム 【17】愛の定期便(ヤクルト配達) 【18】みまもり訪問サービス事業		【20】消防署 【21】警察署 【22】おかえりマーク 【23】ひばりくん防犯メール		
	【19】見守り協定事業所		【27】配食サービス(民間事業所)			
	【24】民生委員 【25】ふれあい協力員 【26】自治会防犯パトロール		【28】災害時要援護者安心サポーター 【29】認知症サポーター			
(5)生活支援・介護			【30】各種助成			
	【31】デマンドタクシー「あいのりくん」		【32】移送サービス「はーとろーど」			
	【33】家計相談支援事業		【34】地域福祉支援サービス「はーとふる」 【35】福祉車両貸出し 【36】日常生活用具貸出し			
			【37】生活福祉資金貸付 【38】小口資金貸付			
(6)医療 (緊急時支援含む)	【39】スクリーニングテスト					
			【40】かかりつけ医 【41】認知症疾患医療センター			
(7)家族支援	【42】北部・南部地域包括支援センター(認知症相談)		【43】認知症カフェ 【44】在宅介護者の会			
			【45】認知症家族教室(認知症疾患医療センター)			
(8)権利擁護	【46】エンディングノート(わた史ノート) 【47】日常生活自立支援事業		【48】成年後見制度中核機関 【49】成年後見制度利用支援事業 【50】家庭裁判所 【55】【56】消費生活センター(消費生活相談)			
	【51】弁護士会		【52】リーガルサポート 【53】ばあとなあひばらき 【54】法テラス			
(9)住まい (サービス付き高齢者住宅等)	【57】有料老人ホーム		【58】軽費老人ホーム 【59】サービス付き高齢者向け住宅			

## 8. 認知症の進行状況と支援サービス内容一覧表の各種サービス

※ 7ページ「認知症の進行状況と支援サービス内容一覧表」の「認知症の方や家族を支援するサービス内容」の説明になります。下記のNo.は、認知症の進行状況と支援サービス内容一覧表にある番号と連動していますので、御確認ください。

### (1) 介護保険制度サービス

No.	サービス名	内容
1	介護予防・日常生活支援総合事業	村内在住65歳以上の方を対象に村が行う事業です。要支援に認定された方や生活機能の低下が見られる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。
2	介護予防サービス:在宅サービス ・訪問看護	看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
	・福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。
	・福祉用具販売	福祉用具を指定された事業者から購入したときの費用の一部が支給されます。
3	介護サービス:在宅サービス ・訪問介護	ヘルパーがご家庭を訪問し、食事・入浴・排泄の介護や家事等の日常生活の支援を行います。
	・通所介護	通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為上のための支援を日帰りで行います。
4	介護サービス:施設サービス 特別養護老人ホーム	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられます。
5	介護サービス: 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の方が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスが受けられます。

※上記についての問い合わせ

ケアマネジャーがいる場合は、ケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない場合は、役場保険課や東海村地域包括支援センターにお問い合わせください。





## (2)医療費を助成する制度

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
6	自立支援医療費(精神通院医療費) (総合相談支援課)	認知症等で通院治療している場合, 医療機関や薬局で支払う精神疾患にかかる医療費の自己負担が1割かつ所得に応じた上限額に軽減されます。 【問合せ:P17 参照】
	精神障害者保健福祉手帳 (総合相談支援課)	認知症等で精神障がいを持つ人が, 一定の障がいにあることを証明するもので, 税の控除等を受けられます。 【問合せ:P17 参照】

## (3)介護予防・悪化予防

### 《他者とのつながり支援, 仕事・役割支援》

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
7	高齢者センター (社会福祉協議会)	入浴や機能回復プール, 筋力トレーニング室, 陶芸教室等の娯楽を通じた相互交流・親睦, 生きがいのある生活を送るための施設です。 【問合せ:電話 029-282-4300】
8	認知症予防教室 (北部地域包括支援センター) (南部地域包括支援センター)	認知機能低下の予防を目的とした講座や脳トレ, 体操などを取り入れた教室です。 【問合せ:P16 参照】
9	いきいき体操教室 (保険課)	介護予防や健康づくり等を目的とした, 総合福祉センター「絆」やコミュニティセンター等で実施しているシルバーリハビリ体操教室です。 【問合せ:P17 参照】
10	高齢者クラブ (高齢者クラブ連合会)	スポーツ大会, 各種講演, レクリエーション, 趣味活動, 子どもとのふれあい活動, 地域の見守り, 社会奉仕, 旅行等を実施します。 【問合せ:電話 029-283-4321】
11	ボランティア市民活動センター 「えがお」 (社会福祉協議会)	地域住民や企業, 学校等からのボランティア活動に関する問合せ, 活動相談, 関係機関の紹介・連絡調整を実施しています。 【問合せ:電話 029-283-4538】
12	ふれあい食事会 (社会福祉協議会)	地区社会福祉協議会による, ひとり暮らし等の高齢者の閉じこもり防止や介護予防を目的とした, 集会所やコミュニティセンターでの食事会です。 【問合せ:P17 参照】

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
13	いきいきサロン (社会福祉協議会)	気軽に出かけたり, 仲間と一緒にお茶や食事・会話・軽運動等を行うことによって, 地域でいきいきと元気に暮らすことを目指す仲間づくり活動です。 【問合せ:P17 参照】
14	シルバー人材センター	高齢者の就業機会の確保と, 生きがいの充実や社会参加の場の提供を行います。 【問合せ:電話 029-282-3446】
15	ハローワーク水戸	職業紹介等, 職業相談を行っている相談窓口です。 【問合せ:電話 029-231-6221】

#### (4)安否確認・見守り

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
16	緊急通報システム (総合相談支援課)	高齢者や重度身体障がい者宅へ緊急通報機器を設置し, 救急支援が必要なときに救急車の出動を要請できます。 【問合せ:P17 参照】
17	愛の定期便(ヤクルト配達) (総合相談支援課)	ひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料を定期的に配達し, 安否確認を行います。 【問合せ:P17 参照】
18	みまもり訪問サービス事業 (総合相談支援課)	70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に, 郵便局社員が月1回30分程度の訪問で, 生活状態等の質問を行い, その結果を親族等へ電子メールで連絡します。 【問合せ:P17 参照】
19	見守り協定事業所 (総合相談支援課)	見守り活動に関する協定を締結しており, 業務中, 何らかの異変に気づいた時に総合相談支援課に連絡をもらいます。 【問合せ:P17 参照】
20	消防署	消防活動や救急活動等を専門に行う機関です。
21	警察署	介護している方が行方不明になった, 振り込め詐欺にあった等, 行方不明者発生時の捜索や消費者被害等の相談に応じます。 【問合せ:P17 参照】
22	おかえりマーク (茨城県警察, 総合相談支援課)	行方不明等で保護された時, 警察からの照会に対し, 迅速にご家族に連絡できるサービスです。 【問合せ:P17 参照】
23	ひばりくん防犯メール (茨城県警察, 総合相談支援課)	行方不明者等情報や身近な犯罪から身を守るための情報を, 携帯電話にメールで配信するサービスです。 【問合せ:P17 参照】

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
24	民生委員による見守り	地域福祉の増進のため、ひとり暮らし高齢者や昼間独居の方等の見守り活動を行っています。
25	ふれあい協力員による見守り (社会福祉協議会)	地区社会福祉協議会ふれあい協力員による見守り活動です。 【問合せ:P17 参照】
26	自治会防犯パトロール	自治会協力員により、夜間防犯パトロールを実施します。
27	配食サービス(民間事業所) (地域福祉課)	宅配弁当を利用したい方に、宅配弁当事業所をご案内しています。 【問合せ:P17 参照】
28	災害時要支援者安心サポーター (地域福祉課)	災害時に支援が必要な方にサポーターをつけ、避難行動をします。 【問合せ:P17 参照】
29	認知症サポーター (北部地域包括支援センター) (南部地域包括支援センター)	認知症サポーター養成講座を受講した、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者です。 【問合せ:P16 参照】

#### (5)生活支援・介護

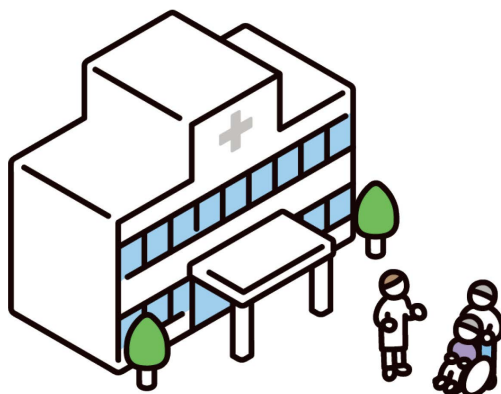
No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
30	各種助成 (地域福祉課)	通院時タクシー利用料金助成、訪問理美容サービス利用料助成、家族介護用品購入費助成、はり・きゅう・マッサージ施術費等の助成を行います。 【問合せ:P17 参照】
31	デマンドタクシー「あいのりくん」 (産業政策課)	タクシー車両を使った乗り合い型の村内移動サービスです。 【問合せ:電話 029-282-1711(代表)】
32	移送サービス「はーとろーど」 (社会福祉協議会)	村内在住の公共交通機関の利用が困難な要介護・要支援者、障がい者を対象とした移送サービスです。 (通院, 買い物, 行事等参加時の移送)※原則村内のみ 【問合せ:電話 029-283-4538】
33	家計相談支援事業 (社会福祉協議会)	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行います。 【問合せ:電話 029-283-0205】
34	地域福祉支援サービス 「はーとふる」 (社会福祉協議会)	自宅での日常生活上の困りごとを支援するサービスであり、話し相手や家の掃除や買い物等を行います。 【問合せ:電話 029-283-4538】



No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
35	福祉車両の貸出し (社会福祉協議会)	車椅子に乗ったまま、あるいはベッドに横になったままでも利用できるスロープ付小型車・リフト付ワゴン車の貸出しを行います。 【問合せ:P17 参照】
36	日常生活用具の貸出し (社会福祉協議会)	高齢者や障がい者、疾病または負傷により車椅子の利用が必要な方への車椅子の無料貸出しを行います。 【問合せ:P17 参照】
37	生活福祉資金貸付 (社会福祉協議会)	低所得者や高齢者世帯等が安定した生活を送るための各種生活福祉資金の貸付です。 【問合せ:電話 029-283-0205】
38	小口資金貸付 (社会福祉協議会)	生活困窮世帯に対し、緊急に必要な資金を無利子で貸付けます。 【問合せ:電話 029-283-0205】

## (6)医療

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
39	スクリーニングテスト (北部地域包括支援センター) (南部地域包括支援センター)	認知症の早期発見の一助として、簡単なテストを実施しています。事前に地域包括支援センターに予約をしてください。 【問合せ:P16 参照】
40	かかりつけ医	日常的な診療や健康管理を行ってくれる地域にいる身近な医師です。
41	認知症疾患医療センター	認知症に関する相談、鑑別診断と認知症に伴う行動及び心理状態への初期対応、合併症への対応を行う県が指定する認知症専門の医療機関です。 【問合せ:P16 参照】



## (7)家族支援

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
42	東海村地域包括支援センターによる認知症相談 (北部地域包括支援センター) (南部地域包括支援センター)	保健・医療・福祉に関する総合的な相談のほか、認知症支援のアドバイスや医療機関の受診、地域のサポートを受ける方法等、自宅での生活ができるためのお手伝いをします。 【問合せ:P16 参照】
43	認知症カフェ	認知症の方やその家族、地域住民やスタッフがお互いに交流したり、情報交換を行ったりする集いの場です。 「Village bird (びれっじばード)」 毎月第3水曜日13:30~15:30, 参加費100円 【問合せ:グループホームメジロ苑(白方1306-1) 電話:029-306-0033】 「オレンジカフェ」 毎月第2木曜日13:30~15:30, 参加費100円 【問合せ:北部地域包括支援センター P16 参照】 「陽だまりカフェ」 毎月第3木曜日10:00~11:30, 参加費100円 【問合せ:南部包括支援センター P16 参照】
44	在宅介護者の会 (社会福祉協議会)	在宅介護をしている方や在宅介護経験者を中心に構成され、互いに介護の悩みや不安を話し合うグループです。 【問合せ:P17 参照】
45	認知症疾患医療センターによる 認知症家族教室	No.41 の認知症疾患医療センターで、家族を対象に行う教室です。認知症疾患や社会資源の基本的な情報について触れ、介護に関する悩みや対応方法等について家族同士で話し合い、一緒に考えていきます。

## (8)権利擁護

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
46	エンディングノート 「わた史ノート」 (保険課)	いつまでも自分らしく生きるために「人生の最期をどう過ごしたいか」について記しておく、村独自のエンディングノートです。 【問合せ:P17 参照】
47	日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	認知症や知的障がい・精神障がい等により、判断能力に課題が生じた方と契約を結び、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・日常生活の事務手続きサービス・書類等の預かりサービス等の提供を行います。 【問合せ:029-283-0205】

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
48	成年後見制度中核機関 (東海村社会福祉協議会)  ※成年後見制度 認知症等により判断能力に課題が生じた方について、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、法的権限を与えて本人を支援する制度です。	成年後見制度を必要とする方が安心して制度が利用できるよう、地域で支える体制を構築するための中心となる場所です。成年後見制度に関する相談、後見人等の支援などを行っています。  【問合せ:029-283-0205】
49	成年後見制度利用支援事業 (総合相談支援課)  ※高齢者の成年後見制度の相談は、地域包括支援センターでも受け付けています。	身寄りがない方等で判断能力に課題が生じた方について、成年後見制度の村長申立てや成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方への助成を行っています。  【問合せ:P17 参照】
50	水戸家庭裁判所 後見・財産管理係(家事書記官室)	成年後見制度を利用するための申立ての手続きや必要な書類、費用などについての相談ができます。東海村に住所がある方は、水戸家庭裁判所に申立て書類一式を提出します。 【問合せ:電話 029-224-8486】 【所在地:〒310-0062 水戸市大町1-1-38】
51	茨城県弁護士会	成年後見制度の申立て書類作成の依頼や相談をすることができます。 【問合せ:電話 029-221-3501】 【所在地:〒310-0062 茨城県水戸市大町 2-2-75】
52	リーガルサポート ((公社)成年後見センター・ リーガルサポート茨城支部)	主に成年後見制度の無料相談や成年後見人の受任を行います。高齢者・障がい者のための成年後見相談会を年1回実施しています。 【問合せ:電話 029-302-3166】 【所在地:〒310-0063 水戸市五軒町一丁目3番16号 (茨城司法書士会館内)】
53	成年後見センター ぱあとなあいばらき (茨城県社会福祉士会)	成年後見制度のための組織です。無料相談や成年後見人の受任を行っています。 【問合せ:電話 029-244-9030】 【所在地:〒310-0851 水戸市千波町1918番地 (茨城県総合福祉会館5階)】

No.	サービス名 (担当窓口)	内 容
54	法テラス茨城	解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体等の関係機関の相談窓口の案内を行っています。無料法律相談の実施、必要に応じた弁護士、司法書士費用等の立替えを行います。 【問合せ:電話 0570-078317】 【所在地:〒310-0062 水戸市大町3-4-36 (大町ビル3階)】
55	茨城県消費生活センター	消費生活全般に関する商品やサービスの相談窓口です。消費者被害の未然防止や暮らしに役立つための情報等の周知啓発を行っています。 【問合せ:電話 029-225-6445】
56	東海村消費生活センター (産業部 産業政策課)	悪質商法等の消費生活に関する相談に応じます。 【電話:029-282-1711(代表)】 【所在地:東海村東海三丁目7番1号(役場庁舎2階)】

## (9)住まい

No.	サービス名	内 容
57	有料老人ホーム	高齢者が暮らしやすいように配慮し、食事や介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理等の日常生活を送る上で必要なサービスを受けることができる施設です。
58	軽費老人ホーム	家庭での生活が困難な高齢者が、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられる施設です。
59	サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー対応の賃貸住宅において、安否確認や生活相談等のサービスを受けられる住宅です。



## 9. 相談窓口一覧

### <認知症に関する相談窓口>

東海村地域包括支援センター	保健・医療・福祉に関する総合的な相談のほか、認知症支援のアドバイスや医療機関の受診、地域のサポートを受ける方法等、自宅での生活ができるためのお手伝いをします。	
北部地域包括支援センター (いばらき診療所内)	東海村石神内宿1724-1 電話:029-229-2315 FAX:029-229-2316	東海中学校区 (石神・白方・村松小学校区)
南部地域包括支援センター (特別養護老人ホーム オークス東海内)	東海村船場588-7 電話:029-352-2867 FAX:029-352-2868	東海南中学校区 (舟石川・中丸・照沼小学校区)

ひたちなか保健所	認知症支援に関するアドバイスや医療機関の受診、市町村で実施しているサービスの紹介等、保健師や専門の相談員が相談に応じます。 電話:029-265-5515 所在地:ひたちなか市新光町95番地
茨城県若年性認知症相談窓口 (65歳未満)	若年性認知症に関する様々な疑問や悩みに対し、若年性認知症支援コーディネーターが相談に応じます。 電話:029-295-0005 相談日:月~土(祝日、年末年始を除く) 9:00~17:00 所在地:那珂市豊喰 505(栗田病院)

### <認知症に関する専門医療相談・鑑別診断>

認知症疾患医療センター	かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携して、認知症に関する鑑別診断や専門医療相談等を行います。 軽度認知障害(MCI)と診断された方を対象とした「脳活性化デイケア」も実施しています。  ※東海村近郊の認知症疾患医療センターは、以下のとおりです。	
医療機関名	所在地	電話番号
栗田病院	那珂市豊喰505	029-298-1396
日立梅ヶ丘病院	日立市大久保町2409-3	0294-35-2764
石崎病院	東茨城郡茨城町上石崎4698	029-293-7165
志村大宮病院	常陸大宮市上町313	0295-58-8020

### <介護保険サービスや高齢者支援サービス等に関する相談窓口>

保険課 介護保険担当	各種介護保険サービスに関する相談に応じます。	電話:029-282-1711 (代表)
地域福祉課 高齢支援担当	各種高齢者支援サービスに関する相談に応じます。	所在地:東海村東海三丁目7番1号 (役場庁舎1階)

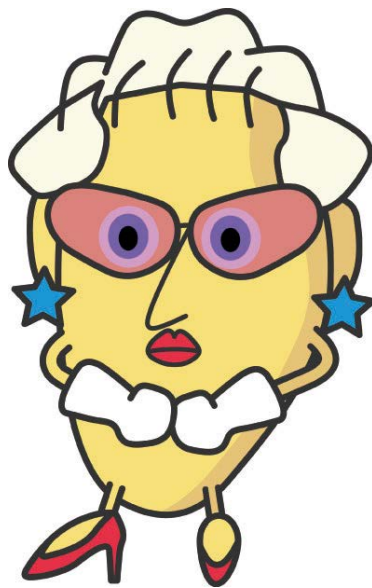
### <総合相談窓口>

総合相談支援課	<p>高齢者(介護), 障がい者, 子ども, 生活困窮者など, 福祉の複合的な相談に応じます。</p> <p>【相談例】 ○ 相談先が分からない, 複数ある困りごと ○ 経済的な心配(債務問題, 生活困窮等) ○ いじめ, 不登校, ひきこもりの相談 ○ 障がいに関する相談 ○ 公的・民間サービスを利用したい ○ DVや虐待に関する相談 など</p> <p>電話:029-287-2525 所在地:東海村村松 2005(東海村総合支援センター「絆」内)</p>
---------	---

### <その他相談窓口>

東海村社会福祉協議会	<p>どこに相談したらよいか分からない, 利用できる窓口や制度を知りたい, 近所の人のことや家族のことで相談したい, 既存の制度や仕組みでは解決が難しいなど, 生活上の心配ごとや困りごとについて相談に応じます。電話・匿名での相談も可能です。</p> <p>電話:029-282-2804 所在地:東海村村松2005番地(東海村総合福祉センター「絆」内)</p>
ひたちなか警察署生活安全課	<p>介護している方が行方不明になった, 振り込め詐欺にあった等, 行方不明者発生時の捜索や消費者被害等の相談に応じます。</p> <p>電話:029-272-0110 所在地:ひたちなか市東石川897-2</p>





【問い合わせ先】

◆東海村総合相談支援課◆

〒319-1112

茨城県那珂郡東海村村松 2005(東海村総合福祉センター「絆」内)

**電 話:029-287-2525**

FAX:029-282-3538

メール:soudanshien@vill.tokai.ibaraki.jp